

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物	10～39年
構 築 物	10～40年
医療用器械備品	3～15年
その他の器械備品	3～20年
車 両	7年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理方法

固定資産の取得に係る補助金については、直接減額方式を採用しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産の種類及び金額

建 物	7,663,768千円
構 築 物	114,588千円
土 地	2,260,814千円
計	10,039,170千円

(2) 担保にかかる債務の種類及び金額

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） 6,278,050千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

別紙のとおり

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 貸倒引当金を直接控除した債権の債権金額、貸倒引当金及び当期末残高

事業未収金	債権金額	2,489,749千円
	貸倒引当金	20,802千円
	当期末残高	2,468,947千円

長期貸付金	債権金額	819千円
	貸倒引当金	4千円
	当期末残高	815千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,007,025千円

(3) 退職給付債務等の内容

期末における未認識数理計算上の差異（不利差異） 52,656千円

(4) 重要な補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響

補助金等の名称	交付者	金額	貸借対照表等への影響額
新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業	東京都	1,109,806千円	—